

## 介護保険による住宅改修とは

在宅の要介護者が自宅で生活を続けられるように、手すりの取付けや段差の解消等の資産の形成につながらない比較的小規模な住宅改修を行った場合に、当該改修費用の一部を支給することをいいます。

要支援・要介護の認定を受けている方が対象で、利用できる支給限度基準額は工事費 20 万円です。

また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合については、支給限度基準額の再度の利用が認められる場合があります。

- 支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。
- 改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。
- 住宅改修業者について  
住宅改修業者に指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。
- 施工後のトラブルについて  
施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、（ご契約時には）アフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。
- 住宅改修の効果の確認について  
施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

※その他詳しくは、『住宅改修の手引き』でご確認ください。

## 【住宅改修の手引き】

### 1. 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）

要介護認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。

<住宅改修の種類（平成11年3月31日 厚生省告示第95号）>

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### 《注意点》

##### ・住宅改修業者について

逗子市では住宅改修業者の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。

##### ・施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、（ご契約時には）アフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。

##### ・住宅改修の効果の確認について

施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

## 2. 対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きをしないまま、着工した場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること（入院・入所・外泊は不可）。
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、逗子市に事前承認されていること。

### 《注意点》

- ・要介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について

要介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後に工事着工は可能ですが、支給申請は、要介護認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）

そのため、要介護認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。

- ・一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

- ・新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

- ・ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないことが条件である。

- ・支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である逗子市が決定します。

### 3. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。

このため、工事費用20万円(税込)までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる工事費用の1割から3割と、支給上限額を超えた分が利用者負担となります。

支給限度基準額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することもできます。

また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合(基準日は初回の住宅改修着工日)や転居した場合には、支給限度基準額の再度の利用が認められる場合があります。詳細は、以下の通りです。

<3段階リセットの例外> ※この例外は一回限りです。

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、下記の通り3段階以上重くなった場合、再び支給限度基準額20万円の範囲内で申請が可能になります。

なお、「3段階リセットの例外」は一人の被保険者に対して1回のみ適用です。

要支援1→→要介護3以上

要支援2又は要介護1→→要介護4以上

要介護2→→要介護5

### 4. 支払方法

支払い方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

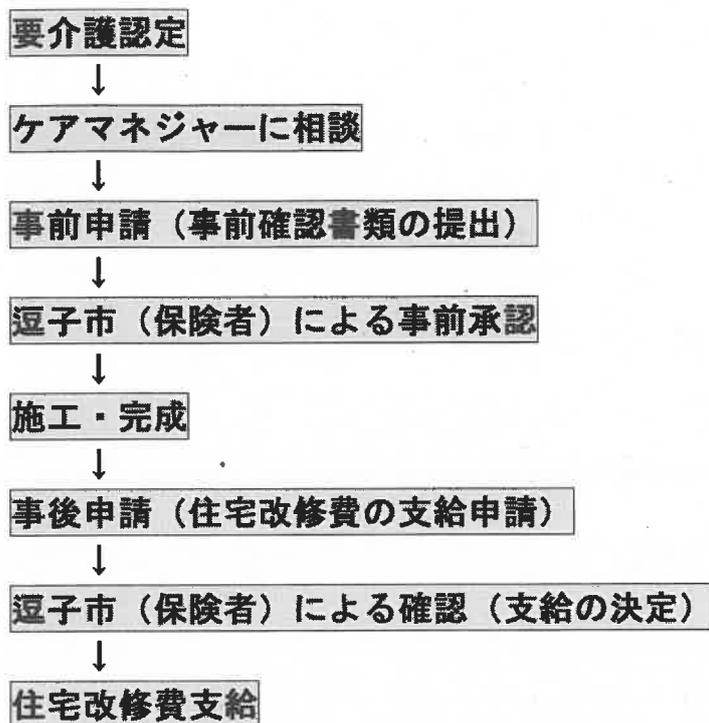
#### (1) 償還払い方式

利用者(被保険者)がいったん、改修費用全額を施工業者に支払い、給付対象部分の9割から7割の金額が後日、逗子市から利用者へ給付されます。

#### (2) 受領委任払い方式

介護保険対象の住宅改修に係る費用(給付対象部分)のうち、利用者は自己負担分(1割から3割)の金額や給付対象にならない分を受領委任払い登録済の施工業者に支払えばよい方法です。(給付対象部分を逗子市が直接施工業者に支払います。)

## 5. 手続きの流れ



## 6. 住宅改修申請必要書類

### <事前申請時の提出書類> … (償還払い・受領委任払い同一書類)

1. 住宅改修費連絡票 (第5号様式)
  - ・提出者は、被保険者のほか、家族・施工業者・ケアマネジャー等でも可。
  - 事前申請の審査結果は、提出者宛てに郵送します。
2. 住宅改修必要理由書 (第4号様式)
  - ・被保険者の確認印が必要です。
3. 工事見積書 (工事費内訳書)
  - ・改修の種類・箇所ごとに商品名、型式、部材単価、数量等が分けられて記載されていること。
  - ※「工事一式」等は不可※
  - ・宛名は、被保険者名です。
4. 改修内容の図面 (平面図)
  - ・生活動線がわかるように工事箇所と各室の位置関係がわかる図(表示)で可。  
廊下手すりの場合・・・トイレ、廊下、寝室の表示等  
階段手摺の場合・・・1階リビング、階段、2階寝室の表示等
  - ・工事箇所はその配置と部材寸法等を表示願います。  
手すり取付・・・設置個所に該当の線表示と寸法を表記  
通路面コンクリート舗装・・・舗装面の寸法
  - ・CAD等で作成の設計図面でなくてよい。
5. 改修前の写真(撮影日付入り)
  - ・カメラ機能での日付表示や撮影箇所に日付を記載した白板、紙等を一緒に撮影。
  - ・段差解消の工事については、段差の寸法がわかるようにメジャーをあてた状態での撮影。
  - ・写真には、改修のイメージ図を追記してください。(手書きで可。テープを貼って撮影の場合は、わかりやすいようにしてください)

### <事後申請時の提出書類> … 受領委任払い

1. 住宅改修費支給申請書 (第11号様式)
  - ・着工日は介護保険住宅改修費審査結果通知書発行日以後の日付であること。
  - ・申請者は被保険者名、押印が必要です。
2. 住宅改修工事完了届出書 (第12号様式)
3. 住宅改修費等の総費用額明細書件確認書 (第9号様式) ※金額修正不可※
4. 領収証 (原本とコピー)
  - ・氏名等が被保険者本人であること。
  - ・領収書原本は確認後、返却します。

5. 改修後の写真(撮影日付入り)
  - ・改修前の写真と同様の位置から撮影してください。
  - ・カメラ機能の日付表示や撮影箇所に日付を記載した白板、紙等を一緒に撮影。
  - ・段差解消の工事については、段差の寸法がわかるようにメジャーをあてた状態での撮影。
6. 請求書
  - ※金額修正不可※

## ＜事後申請時の提出書類＞ … 償還払い

1. 住宅改修費支給申請書 (第17号様式)
  - ・着工日は介護保険住宅改修費審査結果通知書発行日以後の日付であること。
  - ・申請者は被保険者です。
2. 住宅改修工事完了届出書 (第12号様式)
3. 領収証 (原本とコピー)
  - ・氏名等が被保険者本人であること。
  - ・領収書原本は確認後、返却します。
4. 改修後の写真(撮影日付入り)
  - ・改修前の写真と同様の位置から撮影してください。
  - ・カメラ機能の日付表示や撮影箇所に日付を記載した白板、紙等を一緒に撮影。
  - ・段差解消の工事については、段差の寸法がわかるようにメジャーをあてた状態での撮影。

### 《注意点》

- ・工事内容等に変更があった場合  
工事内容の変更、工事金額の増減等があった場合は、速やかに住宅改修工事変更届(第8号様式)を提出してください。
- ・賃貸住宅を改修する場合  
事前申請時に貸主の承諾書(第6号様式)を提出してください。
- ・ユニットバスについて  
浴槽が工事前の物より深いタイプへの改修は対象外です。また、パッケージ料金の場合は、保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の価格の確認ができるものがが必要です。
- ・家族等が自ら行う住宅改修について  
被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象になります。  
この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。添付する工事見積書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成しますが、販売者が発行した内訳書(レシートのコピー等)の添付も必要です。

以 上